

令和 8 年 4 月 8 日

鯨肉取扱いご担当者 各位

一般社団法人日本捕鯨協会  
共同船舶株式会社

**【公益需要助成事業】  
啓発事業用のご利用にあたって**

啓発事業用途に提供するための鯨肉販売については、数量枠の範囲内で販売することが可能です。

この事業の利用にあたっては、(1)指定期限、(2)申請／報告ルール of 2 点を遵守していただく必要がございます。下記に則りご利用下さい。

**記**

① 事前の申請書の作成について

- イ. 申請書は別紙書式（申請様式第 4 号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 原則として申請書の受付は令和 8 年 4 月 8 日から令和 9 年 2 月 27 日までとなります。

② 実施報告書の作成について

- イ. 報告書は別紙書式（報告様式第 4 号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 報告書の提出期限を遵守して下さい。(令和 9 年 3 月 5 日までに提出)

③ 売渡条件について

- イ. 購入代金は原則として、前納といたします。

以上